

手続参加の方法(消費者機構日本への授權)

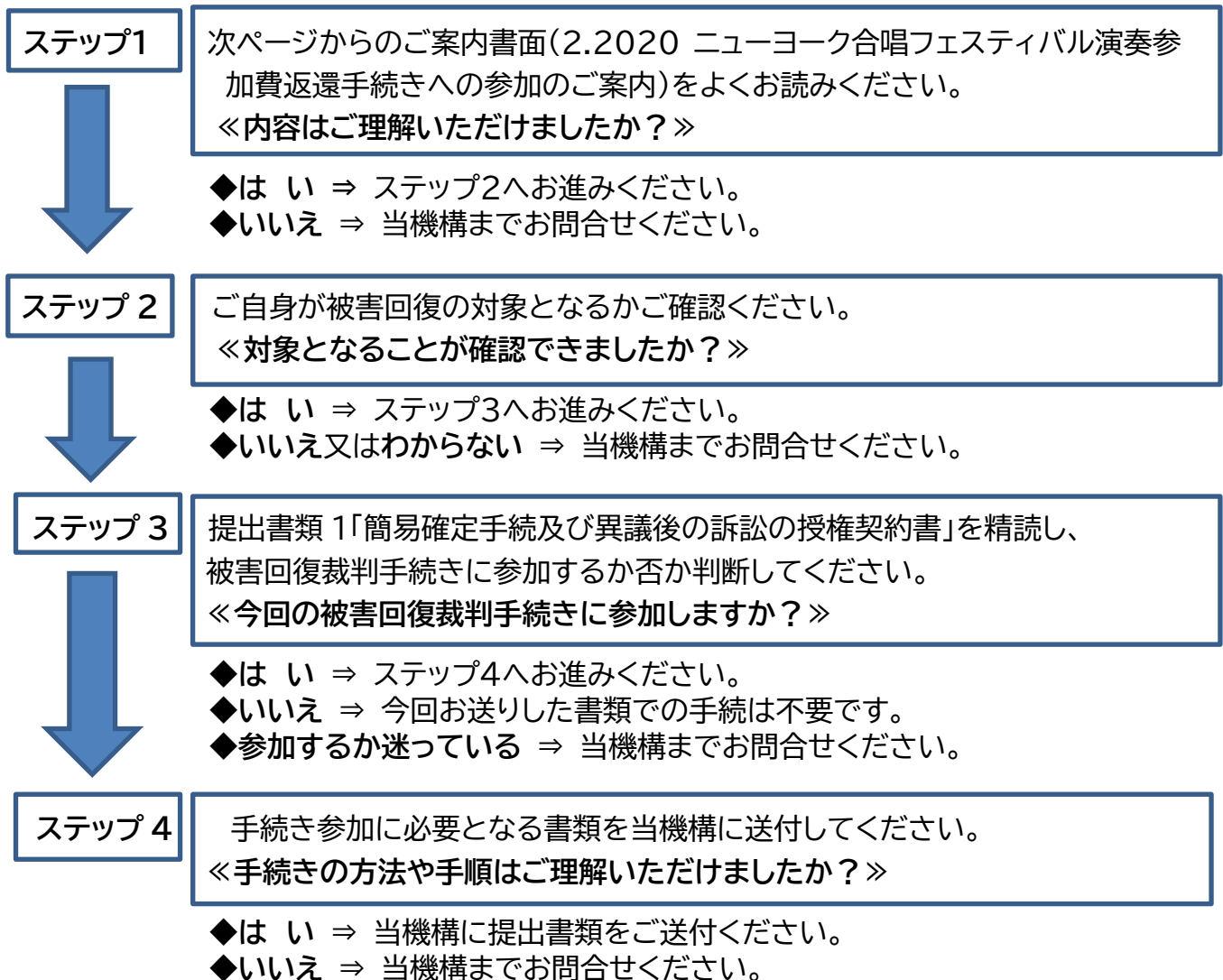
～被害を回復するために必要な手続き等のご案内～

被害回復の2段階目の裁判手続き(簡易確定手続)への参加を希望される方は、同封書類及び下記事項(手続参加までのプロセスや方法、提出書類の記載内容等)をご確認のうえ、**参加締切日である2025年11月21日(金)までに必ず提出書類をご送付ください。**

1. 書類の確認から被害回復裁判手続き参加(提出書類の送付)までのプロセス
2. 2020 ニューヨーク合唱フェスティバル演奏参加費返還手続きへの参加のご案内
3. 提出書類のご準備にあたっての注意事項
4. 消費者機構日本の費用・報酬規程
5. 提出書類チェック用紙～ もう一度ご確認ください ～

1. 書類の確認から被害回復裁判手続き参加(提出書類の送付)までのプロセス

被害回復裁判手続きへの参加のためのプロセスは次のとおりです。各ステップで不明点及び判断に迷う点等がありましたら、当機構までお問合せください。



2. 2020 第 8 回ニューヨーク合唱フェスティバル演奏参加費返還手続きへの参加のご案内 (消費者機構日本のホームページに同じ内容でご案内しています)

共通義務確認訴訟判決により一般社団法人文化芸能国際交流機構(以下、ジェクサと言います)の演奏参加費返還義務が確定したことを受けて、当機構から東京地方裁判所に対し演奏参加費相当額の返還手続きの開始を申し立てていたところ、2025 年 9 月 1 日に開始決定(簡易確定手続開始決定)が出されました。

対象となる方々に本手続への参加方法をご案内します。本サイトの掲載内容及び各リンク書面をよくお読みになり、本手続への参加をご判断ください。

掲載内容等にご不明な点等がございましたら当機構へお問い合わせください。

【簡易確定手続申立団体の名称】

特定適格消費者団体・特定非営利活動法人 消費者機構日本

【事件名】

○相手方:一般社団法人文化芸能国際交流機構

○裁判所:東京地方裁判所 民事第 20 部

○事件番号:令和 7 年(集)第1号 簡易確定手続開始申立事件

【当機構に授権する業務内容】

簡易確定手続、異議後の訴訟、民事執行手続、証拠保全手続、相手方から支払いを受ける等した回収金の分配その他これらの手続に付随する一切の行為

(ただし、分配は 1 回とし、その後の追加的な債務名義の執行については受任範囲に含みません。

その他、詳細は、「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授権契約書」第1条を参照ください。)

【参加対象者】

ジェクサとの間で、ジェクサが主催する 2020 年(令和2年)3月11日実施予定の「2020 第 8 回ニューヨーク合唱フェスティバル」に参加して演奏する契約を締結し、ジェクサに演奏参加費を支払った消費者

【参加締切り(書類提出期限)】

2025 年 11 月 21 日(金)(必着)

【書類提出先】

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階

消費者機構日本 ジェクサ 授権受付 係

【その他ご留意いただきたい事項】

○本手続も裁判手続です。ジェクサから回収できる金員は今回の手続の結果によりますので、必ず支払いが受けられるわけではありません。なお、本手続に先立ち、ジェクサの預金 17 万円余りの仮差押えを行っています。これについては、消費者裁判手続特例法第 64 条に基づき平等に取扱います。

○本手続に参加した場合は、演奏参加費については、他の手続でジェクサに請求することができなくなります。本手続に参加しない場合は、他の手続でジェクサに請求することは妨げられません。

○本手続に参加し、債権届出をした後に当機構への授権を撤回した場合は、届出債権の取下げがあったものとみなされますので、本手続にてジェクサから演奏参加費等の返還を受けられる対象者ではなくなります。また、債権届出後に当機構への授権を撤回した場合でも、「手続参

加の費用」はお支払いいただくことになります。(授權契約書第7条2(1))

○本手続きでジェクサが個別に支払うべき金額が決定されますが、これに不服がある場合は異議を申し立てることができます。この場合は届出をした消費者又は授權を受けた特定適格消費者団体(消費者機構日本)を原告とする裁判手続き(異議後の訴訟)で金額が決定されます。

○異議後の訴訟は簡易確定手続きとは別個の手続きとなりますが、当機構への授權については簡易確定手続の授權と合わせて行います(授權証明書を2通ご提出いただきます)。ただし、異議後の訴訟に移行するかどうかについては、事前にご本人の意向を確認することとします。

○本手続きに参加するか否かはご自身の任意のご判断です。参加しないことを選択される場合、当機構への連絡や書類の送付等の必要はありません。

<問合せ先・申立団体>

消費者機構日本 事務局

電話:03-5212-3066 平日 10時00分~16時00分

FAX:03-5216-6077

本件専用メールアドレス:jxa@coj.gr.jp

1. 被害回復裁判手続の概要

通常の裁判は勝つか負けるか分からないところから始めなければならず、少額の被害者にとってはハードルが高い手続になります。これに対して、消費者裁判手続特例法による被害回復裁判手続は先ず国の認定を受けた消費者団体(特定適格消費者団体)が裁判を起こし(一段階目の訴訟)、裁判で事業者の支払義務が認められた後に被害を受けた消費者に参加していただきます(二段階目の手続)。

参加者は必要な書類を特定適格消費者団体に提出するだけで、裁判に出席する必要はありません。このように被害回復裁判手続は通常の裁判よりも少ない負担で支払が受けられる手続となっています。



- ※ 参照(消費者庁ホームページ) [消費者団体訴訟制度とは | 消費者庁](#)
- ※ 債権届出期間内に届出をしなければ被害回復裁判手続を利用することはできません。
- ※ 債権届出をしなくても他の手続等により請求することは妨げられません。
- ※ 債権届出をしてもそれが認められない可能性があります。
- ※ 簡易確定手続中に授權を撤回すると債権届出の取下げがあったものとみなされます。

2. 事案の内容

ジェクサは、2020年3月11日に米国ニューヨーク市のカーネギー大ホールにおいて合唱フェスティバルの開催を計画し、消費者との間で本件フェスティバルに参加して演奏させる契約を締結して演奏参加費を徴収しました。ジェクサには演奏参加費を支払った消費者を合唱団演奏者として本件フェスティバルに参加させる債務があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期されたため、その債務を履行することができませんでした。

当事者双方の責めに帰することのできない事由により履行不能となった場合、改正前の民法第 536 条第1項の定めにより消費者の支払義務は消滅します。ジェクサが支払を受けた演奏参加費は法律上原因のない利得となることから、当機構は消費者裁判手続特例法に基づき、不当利得返還義務の確認を求める訴えを提起しました。

一審判決は、当機構の請求を全部認容し、ジェクサはこれを不服として東京高等裁判所に控訴しましたが、東京高等裁判所は控訴を棄却する判決を言い渡し、2025 年 2 月 26 日に判決が確定しました。
※参照(消費者庁ホームページ) [消費者機構日本と一般社団法人文化芸能国際交流機構との間の共通義務確認訴訟に関する判決の確定について](#)

3. 確定判決の内容

ジェクサが、対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。

(1)対象消費者がジェクサに支払った演奏参加費相当額の不当利得返還の支払義務

(2)上記(1)の不当利得返還義務に係る金員に対する履行請求の翌日から支払済みまで年 5 分の割合(ただし、履行請求の翌日が 2020 年 4 月 1 日以降である場合は年 3 分の割合)による遅延損害金の支払義務

※参照(当機構ホームページ) [\(一社\)文化芸能国際交流機構\(JAEXA ジェクサ\)への共通義務確認訴訟 判決確定のお知らせ | 被害回復訴訟 | \[COJ\]消費者機構日本](#)

4. 対象債権及び対象消費者の範囲

【対象債権の範囲】

- ①消費者がジェクサに支払った演奏参加費相当額
- ②上記①に係る遅延損害金

【対象消費者の範囲】

ジェクサとの間で、ジェクサが主催する令和2年(2020 年)3月11日実施予定の「2020 第 8 回ニューヨーク合唱フェスティバル」に参加して演奏する契約を締結し、ジェクサに演奏参加費を支払った消費者

5. 手続きに参加される方々から当機構にお支払いいただく費用・報酬

消費者裁判手続特例法第 82 条及び特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン(2(6))に基づき、手続きに参加される消費者の皆様にご負担いただく費用・報酬に関して当機構の業務規程に費用・報酬規程を定めています。(下のリンクの別紙 3(p29 からp32))

https://www.coj.gr.jp/about/pdf/kitei_02.pdf?20250610

この規程に従い、要した費用の総額を手続き参加者に配賦してご負担いただきますが、本件の場合、一人当たりの債権額が 14～17 万円程度で、連絡のつく対象消費者の数も少ないことから(※1)、個々の債権に占める負担割合が大きくなってしまいます。しかも、ジェクサの資力の問題もあり、最終的に返金するための金員を確保できる可能性は大きくはありません(※2)。

(※1)本手続きの準備のため、当機構はジェクサに対し対象となる方々の連絡先の開示を要請しましたが、名簿は既に廃棄済であるとして応じていただけませんでした。このため、当機構から直接通知可能な対象消費者の数は 30 人程度に止まっています。

(※2)本手続きの準備のため、当機構は裁判所を通じてジェクサの銀行口座の仮差押えを行いました。それによって確保できた金額はごく僅か(17 万円余)でした。

上記のような個々の負担額の問題や実際の回収可能性の問題をふまえ、本件については手続きに参加される消費者の皆さんにご負担いただく金額を次のように設定します。(表示は全て税込金額)

	(1) 手続参加の費用	(2) 債権届出後の費用・報酬	ご負担金額の合計
当機構の規程に基づくご負担金額	55,000 円	16,000 円	71,000 円
分配金が無かった場合 (最低限お支払いいただく金額)	3,000 円	なし	3,000 円
分配金があった場合 (ただし、分配金の 50%未滿を 上限とします)	52,000 円	16,000 円	68,000 円

(1)「手続参加の費用」について

：分配金が無い場合でも最低限お支払いいただく金額を 3,000 円とし、残金 52,000 円については分配金がある場合にその中から控除させていただきます。

- 1段階目の共通義務確認訴訟と2段階目の手続きのうち債権届出までに要した当機構の費用を、手続きに参加した方々にご負担いただくものです。
- 規程では、分配金が無い場合でもご負担いただくこととしていますが、本件の回収可能性もふまえ、3,000 円を超える部分は分配金を得られた場合にその中から控除させていただきますこととします。

(2)「債権届出後の費用及び報酬」

：上記(1)の残金 52,000 円を含め、分配金から控除させていただきます。

- 当機構が2段階目に参加した方々の債権を裁判所に届け出た後、ジェクサからの認否があります。認否に不服があり当機構が認否を争った場合には、裁判所が債権額を決定します。債権額決定後、ジェクサから支払いを受けて当機構が皆様に分配します。これに要する当機構の手続費用と報酬の合計額が「債権届出後の費用及び報酬」です。
- 実際に分配できた場合には、当機構の費用・報酬規程に従い再計算を行います。

(3)上記(1)(2)のご負担額と清算方法

①分配金が 3,000 円以上の場合のご負担額：

3,000 円 + (分配金 - 3,000 円) × 0.5 未滿

- 最低限お支払いいただく金額 3,000 円に加えて、3,000 円控除後の分配金の 50%未滿をご負担額の上限とさせていただきます。(回収金が 100 万円以下の場合は 50%未滿、回収金が 100～400 万円の場合は 40%、その他費用・報酬規程に従い算定します)
- なお、当機構の費用・報酬規程では「債権届出後の費用及び報酬」の範囲で分配額の 50%未滿としていますが、分かり易さを考慮して、手続参加費用の残金 53,000 円を含めて分配額の 50%未滿とします。

②分配金が 3,000 円未滿の場合のご負担額：

3,000 円

- 手続参加の費用を分配金と相殺し、不足額について請求書を発行させていただきますのでお振込みをお願いいたします。(振込手数料はご負担をお願いします)

(4)異議後の訴訟に移行する場合や民事執行手続を行う場合の費用及び報酬について

：上記(2)「債権届出後の費用・報酬」に加算し、上記(3)の方法で清算させていただきます。

- 簡易確定手続で決定された金額に不服がある場合は異議を申し立てることができ、この場合は別個の裁判手続き(異議後の訴訟)に移行します。この場合の費用について、当機構の費用・報酬規程では授權される方々に別途ご負担いただくこととしていますが、本件の場合、上記(1)(2)までで既に分配金の半額程度に達すると想定されることから、上記(2)に加算し、上記(3)の方法(3,000 円 + (分配金 - 3,000 円) × 0.5 未滿)により清算させていただきますこととします。
- 簡易確定手続の授權と合わせて、これら手続きを含む授權証明書をご提出いただきますが、実際に異議後の訴訟に移行するかどうかについては、事前に当機構からご本人の意向を確認することとします。

6. 手続きへの参加方法(当機構への授權手続)

当機構が既に連絡先を把握している対象消費者に対しては、2025 年 10 月末頃に本手続きへの参加方法等を記載した関係書類一式を普通郵便で発送します。

この公告をご覧になり、4.に記載した参加対象者に該当すると思われる方は、下のリンクから簡易確定手続参加登録のフォームにアクセスし、書類の送付先をご記入ください。当機構から手続書類一

式をお送りします。

[手続参加申込のための書類請求\(消費者機構日本への授權関係書類\)| FormBridge](#)

なお、次の「7. 提出書類と手続きについて」から必要書類をダウンロードしてご記入のうえ、当機構まで送付いただいても結構です(特定記録や簡易書留、レターパック等の到達が確認できる郵送方法)。送料は各自ご負担願います。

※簡易確定手続きに参加することにより、ジェクサに対する債務名義を取得する可能性はありますが、[ジェクサの資力の問題もあり、最終的に返金するための金員を確保できる可能性は大きくはありません](#)。予めご承知ください。

7. 提出書類と手続きについて

本手続きに参加する場合に当機構に提出していただく書面です。必ず内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、参加締切り日(書面提出期限)までに当機構に返送(特定記録や簡易書留、レターパック等の到達が確認できる郵送方法)してください。なお、送料は各自ご負担願います。

○手続説明書(返送不要)※書類の準備にあたりご参照ください。[PDF](#)

●提出書類1:簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約書

・消費者機構日本 提出用(A4 1枚)(要返送)[PDF](#)

・(返送不要)お手元保管用 [PDF](#)

●提出書類2:授權証明書(2通とも要返送)[PDF](#)

●提出書類3:対象消費者であることを証する書面(要返送)[PDF](#)

●提出書類4と5:本人確認書類の貼付用紙、説明不要または説明を受けた旨の確認書(要返送)
[PDF](#)

8. 当機構から授權契約を拒絶し、解除させていただく場合の理由

(1)当機構が、簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約の締結を拒絶する場合は以下の通りです。

①本手続きへの参加を申し出た者が、必要な書類や契約書を提出しない場合。

②本手続きへの参加を申し出た者が、「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約書」に定める費用や報酬の負担を拒否する場合。

③当機構が定めた手続参加の締切り期日を経過した後に、参加の申し出があった場合。

④授權契約に基づき分配するため、分配の時期や金額に調整があり得ることについて了解いただけない場合。

⑤本手続きへの参加を申し出た者が反社会的勢力であり、その活動の一環として委託をしているなど、不当な利益を得るために委託をしている場合。

⑥簡易確定決定で全部又は一部の棄却とされたところ、当機構(債権届出団体)としても妥当な結論であり、それを覆すのが難しいと判断している場合であり、簡易確定決定に対し、本手続きへ参加した者の異議を申し立てることについて、当機構との間で判断が相違したまま合意が得られる見込みがなく、今後の信頼関係が維持できない場合。

(2)その他、簡易確定手続又は異議後の訴訟の授權契約を解除する場合の理由については、「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約書」第6条を参照ください。

9. 手続き参加締切日以降の予定

11月21日: 当機構の手続き参加締切期限(皆様からの書類提出期限)

11月25日～: 債権届出の準備期間

12月8日：当機構から裁判所への債権届出期限

2026年3月2日：ジェクサから裁判所への認否の届出期限

～現時点でこれ以降の手続きの日程は未定ですが、次のような進捗が予定されています～

○ジェクサから認否がない届出債権は、届出額で確定します。

○ジェクサから認否があり、当機構が認否を争わなければ、ジェクサからの認否に従い、債権の有無及び額が確定します。

○ジェクサから認否があり、認否に不服があり当機構が認否を争えば、裁判所が債権額を決定します。

○その後、当機構がジェクサから確定した債権全額の支払いを受け、授權した消費者に分配します。

10. 個人情報の取扱いについて

(1)提供を受けた個人情報は、次の①②の目的のために利用します。

①授權契約の目的の達成

②消費者団体訴訟制度の改善目的のためのアンケートのご案内

(2)提供を受けた個人情報を第三者に提供するのは、次の①～③の場合です。

①簡易確定手続及び異議後の訴訟においては、提供を受けた個人情報を本契約の目的を達成するために必要な範囲で当機構の代理人、裁判所並びにジェクサ及びその代理人に提供します。

②書面の送付を委託する場合、その委託先に氏名・住所を提供します。

③債権額が確定し、ジェクサから回収した金員を分配する際には、振り込み手続に係る金融機関に、ご指定の口座の情報を提供します。

11. 授權契約の終了に伴う清算について

本手続に参加した方が当機構との授權契約を終了する際の清算は次のとおりです。

(1)債権届出をする前の解除

本手続に参加した方から受領した金員がある場合は、当機構はその全額を返金します。

(2)債権届出をした後の解除

①当機構の責めに帰すべき事由がなく本契約が終了するときは、当機構は本手続に参加した方に手続参加のための費用を請求することができるものとします。

②当機構の責めに帰すべき事由がなく本契約が終了するときは、当機構は本手続に参加した方と協議の上、本件業務の処理の程度に応じて、手続参加のための費用の全部並びに債権届出より後の費用及び報酬の全部若しくは一部を請求することができるものとし、又は未払の民事執行手続の費用、異議後の訴訟に関連する証拠保全の費用、異議後の訴訟の費用及び着手金の一部を請求することができるものとします。ただし、清算のための費用は本手続に参加した方の負担とします。

③本件業務が相当程度進行し、当機構の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本手続に参加した方が本契約を終了させ当機構の報酬請求権を侵害したときは、当機構は本手続に参加した方に対し、報酬を請求することができるものとします。

(3)その他、授權契約の終了に伴う清算についての詳細は、「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約書」第7条をご参照ください。

3. 提出書類のご準備にあたっての注意事項

○下表の1～5の書類を特定記録、簡易書留やレターパック等、当機構への到達が確認できる方法でご返送ください。郵送料はご負担ください。なお、ご返送いただいた書類は返却しませんので、必要に応じてコピーをお手元にて保管ください。

	提出書類と手続きの内容
1	■提出書類1「授権契約書」(<u>「消費者機構日本 提出用(1枚)」の1通だけをご返送ください</u>) (1)冒頭の「委託者_____」に氏名及び【甲】欄に下記①～④を記入、押印(認印可)してください。 ①日付(授権契約書の記入日) ②<u>氏名(ふりがな)(※必ず自署)</u>、住所、電話番号、メールアドレス ③振込口座の名義人の氏名(<u>カタカナ</u>)、分配金の振込銀行の情報 (振込銀行は「ゆうちょ銀行」か「ゆうちょ銀行以外」のいずれかを選択してご記入ください。) ④第2連絡先(氏名・続柄・住所・電話番号・メールアドレス) (2)ご返送いただくのは<u>「消費者機構日本 提出用(1枚)」の1通だけで結構です。念のため、コピーをお手元にて保管ください。</u>
2	■提出書類2「授権証明書」(<u>2通ともご返送ください</u>) (1)当機構への委任事項等を記載しています。内容をご確認のうえ、①～③を記入、<u>押印と捨印</u>(認印で可)をしてください。 ①日付(証明書の記入日) ②<u>対象消費者氏名(※必ず自署)</u> ③住所(提出書類4に添付していただく「本人確認書類」に記載の住所) (2)ご返送いただいた2通(<u>2通ともご返送ください</u>)のうち、1通は簡易確定手続が係属している東京地方裁判所民事 20 部に提出します。もう1通は異議後の訴訟に移行した場合に、その訴訟が係属する裁判所への提出用です。異議後の訴訟に移行するかについては、事前にご本人に意向を確認します。 (3)なお、裁判所の求めに応じて授権証明書の表記の一部を変更する場合がありますので、2通にそれぞれ<u>捨印(書面の上部)</u>をお願いします。
3	■提出書類3「対象消費者であることを証する書面」(<u>ご返送ください</u>) (1)ご自身が本件の対象消費者であることを裁判所に証明するための書面です。 ①日付(回答用紙の記入日) ②<u>氏名(届出消費者)(※必ず自署)</u> ③住所(提出書類4に添付していただく「本人確認書類」に記載の住所) ④生年月日(西暦) (2)ご自身が対象消費者であることを証する<u>証拠書類(※)</u>がございましたら、<u>写しを添付してください(お送りいただいた書面は返却しません)</u>。<u>証拠書類の原本は、本手続きのなかで必要となる場合がありますので、ご自身で大切に保管しておいてください。</u> (※)証拠書類の例:①★参加申込書、②★演奏参加費を支払った振込み証書の控

	え、③その他、演奏参加費を支払ったことを証するもの。
4	■提出書類4「本人確認書類の貼付用紙」 ご本人を確認する書類として、<u>下記①～⑦のいずれかの写し</u>を貼付けてお送りください。<u>(お送りいただいた書面は返却しません)</u> ①運転免許証 ②パスポート(※) ③写真付きの住民基本台帳カード ④個人番号カード(マイナンバーカード) (顔写真のある面のみで結構です。番号面は不要です。) ⑤身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ⑥在留カード又は特別永住者証明書 ⑦健康保険証(※) (※)②⑦の写しをご提出いただく場合は、<u>氏名・住所が確認できる下記の写しも追加</u>で補完資料として添付してください。 イ 住民票記載事項証明書 ロ 公共料金領収書 ハ 官公庁発行の印刷物(納税通知書等) ニ その他上記以外で補完できる書類
5	■提出書類5「説明不要または説明を受けた旨の確認書」 (1)本手続き参加に先立ち、同封書面をよく読み内容を理解したので説明は不要であること、または、当機構の職員または代理人より不明点について説明を受けて内容を理解した旨を確認する書面です。 (2)該当箇所をチェックのうえ、日付と<u>ご署名(自署)</u>をご記入ください。

3. 提出書類のご返送及びその後のご連絡について

- (1)上記1～5の提出書類の準備ができましたら当機構までご送付ください。特定記録、簡易書留やレターパック等、到達が確認できる方法で当機構へご送付ください。郵送料はご負担ください。なお、ご返送いただいた書類は返却しませんので、必要に応じてコピーをとりお手元にて保管ください。
- (2) 本手続き参加の締切期限(書類提出期限)は、2025年11月21日です。(必着)
- (3)ご返送いただいた提出書類の内容を当機構で点検します。内容に不備等があったときは当機構より連絡します。また、提出書類の点検の結果、今回の手続きの対象にならないと判断したときは、その理由も含めてご本人に連絡します。

4. 消費者機構日本の費用・報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、消費者機構日本が委託者から支払を受ける費用及び報酬の基準と算定の考え方を定める。

(定義)

第2条 この規程及び当機構が別に定める「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約書」において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)回収金 簡易確定手続、異議後の訴訟の手続及び民事執行の手続により相手方から回収した金員をいう。
- (2)分配金 回収金を原資として、委託者に対し当機構が支払う金員をいう。

(手続参加のための費用)

第3条 簡易確定手続参加のための費用として個々の委託者に請求する額は、下記の計算方法により算出した費用の合計額とする。

- (1)下記①から⑧までの合計額に、「届け出る債権総額の見込み」に占める「当該委託者の届出る債権額」の割合を乗じた額。
 - ① 共通義務確認訴訟に要した費用(申立手数料、予納郵券のうち使用された部分、当事者・代理人・証人・通訳人の出廷のための旅費・日当・宿泊費、書類作成提出費用、翻訳費用、弁護士費用、証拠保全手続費用等。ただし、相手方から償還された額を除く)。
 - ② 仮差押えを行った場合は、その手続に要した費用(弁護士費用を含む)。
 - ③ 法27条1項に基づく通知・法26条1項に基づく公告に要する費用の見込額。
 - ④ 法34条に定められた授權に先立っての説明義務を果たすための費用(説明会の開催費用、電話等の問合せに対応する費用等)の見込額。
 - ⑤ 簡易確定手続開始の申立に関する手数料、予納郵券及び法18条に規定する予納費用。
 - ⑥ 債権届出に要する郵券代。
 - ⑦ 共通義務確認訴訟から債権届出までの労務費の見込額。
 - ⑧ その他共通義務確認訴訟から債権届出までに発生すると考えられる費用の見込額

(2)債権届出に要する印紙代の当事者分。

- 2 手続参加のための費用は、その全額を授權時に支払を受けることを原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を、授權を得た後から事案が終了するまでの間に支払を受けることもできる。
- 3 実際に届け出た債権総額が、第1項第1号で想定した「届け出る債権総額の見込み」を下回った場合及び同号の各費用が見込み額を上回った場合でも、委託者に追加の負担を求めない
- 4 実際に届け出た債権総額が、第1項第1号で想定した「届け出る債権総額の見込み」を上回った場合及び同号の各費用が見込額を下回った場合において、第1項の費用を再計算し差額が生じたときは、生じた差額を委託者に返金する。ただし、返金するための費用が返金額を上回る場合は、返還を要しない。
- 5 前項の返還の時期は、分配の時とする。

(債権届出より後の手続に関する費用及び報酬)

第4条 債権届出より後の手続に関する費用及び報酬として委託者に請求する額は、(1)の合計額を(2)の定めにより算定した額、(3)の委託者へ分配する際の振込手数料等の費用、(4)の報酬及び(5)の費用の合計額とする。

また、(1)の合計額を(2)の定めにより算定した額、(3)の振込手数料等の費用及び(4)の報酬の合計は、回収金の総額に応じて、(表1)に定める率を上限としなければならない。ただし、事案により特に必要

があると認められる場合は、下表により算定された額の30%の範囲内で増額することができる。

(表1)

回収金の総額	～100 万円	100 万円～ 400 万円	400 万円～ 1000 万円	1000 万円 超～3 億円	3億円超
(1)の合計額を(2)の定めにより算定した額、(3)の振込手数料等の費用及び(4)の報酬の合計の上限	委託者への分配金の額の50%未満	委託者への分配金の額の40%	委託者への分配金の額の35%	委託者への分配金の額の30%	委託者への分配金の額の20%

(1) 費用の合計額の構成

①簡易確定手続の弁護士費用

②当機構に生ずる債権届出より後の手続に関する事務局経費のうち、委託者の人数に関係なく発生する固定的費用(例 OA 機器リース料等)

③委託者への対応のために発生する費用(問合せ対応及び連絡に係る人件費、臨時電話・郵送費等の通信運搬費、並びにコピー代等の印刷費等)

(2) 委託者に請求する額は、(1)の合計額に、「簡易確定手続で認められた債権の総額」に占める「簡易確定手続で認められた当該委託者の債権額」の割合を乗じて算出する。

(3) 委託者へ分配する際の振込手数料等の費用

(4) 報酬(委託者への分配金の10%を上限とする。)

(5) 委託者の事情から、特別に発生した費用

2 債権届出より後の手続に関する費用及び報酬として委託者に請求する額は、「委託者への分配金の額」の50%未満でなければならない。授権時に確認した費用及び報酬の額・率がある場合には、それを超えてはならない。

3 前二項で算定された債権届出より後の手続に関する費用及び報酬は、委託者への分配金と清算する。ただし、簡易確定決定より前に債権額が確定し分配が終了する委託者については、仮算出した費用及び報酬を分配金と清算し、簡易確定手続終了後に、確定した費用報酬との差額を清算することができる。

(異議後の訴訟の費用及び報酬)

第5条 異議後の訴訟の費用及び報酬は次の合計とする。この費用及び報酬は、第4条に定められた債権届出より後の手続に関する費用及び報酬に加えて支払を受ける。

(1)異議後の訴訟における弁護士費用以外の費用全額。

(2)次に定める異議後の訴訟の報酬として委託者に請求する額

① 異議後の訴訟の報酬の額は、(表2)に定める額を上限とする。ただし、着手時に一部の支払いを受けていた場合は、その額を控除して請求する。

(表2)

分配金の額	～300万円	300万円超～3000万円	3000万円超
報酬の額	分配金の額の10%	30万円に加え、分配金の額のうち300万円を超える部分の8%	246万円に加え、分配金の額の内3000万円を超える部分の6%

② 着手時に報酬の一部の支払いを求める場合は、簡易確定決定の額に加えて請求する経済的利益の5%とする。ただし、13万円を上限とする。

(異議後の訴訟に関連する証拠保全手続の費用及び報酬)

第6条 異議後の訴訟に関連する証拠保全手続の報酬の額は、第5条に定める報酬及び費用のほか、8万円

を上限とする。

- 2 異議後の訴訟に関連する証拠保全手続の報酬は、着手前に支払いを受けてもよい。
- 3 異議後の訴訟に関連する証拠保全手続の費用として、弁護士費用以外の費用の全額の支払いを委託者に求めることができる。

(民事執行手続の費用及び報酬)

第7条 簡易確定決定後に行う民事執行手続の費用及び報酬は、次の合計とする。この費用及び報酬は、第4条に定められた債権届出より後の手続に関する費用及び報酬に加えて支払を受ける。

(1)民事執行手続における弁護士費用以外の費用全額

(2)次の①及び②に定める民事執行手続の報酬の額。

① 民事執行手続の報酬の額は、第5条(2)①に準じて算出する。

② 着手時に報酬の一部について支払いを求める場合は、請求額の3%とする。ただし、7万円を上限とする。

2 異議後の訴訟の判決後に行う民事執行手続の費用及び報酬は、次の合計とする。この費用及び報酬は、第4条に定められた債権届出より後の手続に関する費用及び報酬、並びに第5条に定められた異議後の訴訟の費用及び報酬に加えて支払を受ける。

(1)民事執行手続における弁護士費用以外の費用全額

(2)次の①及び②に定める民事執行手続の報酬の額。

① 民事執行手続の報酬の額は、第5条(2)①に準じて算出する。

② 着手時に報酬の一部について支払いを求める場合は、請求額の3%とする。ただし、7万円を上限とする。

(分配金の支払い方法)

第8条 分配金の支払については、分配金から未払い費用(分配時の振込手数料を含む)及び報酬を控除した後、委託者の指定口座に入金するものとする。

(授權契約の解除に伴う清算)

第9条 授權契約の解除に伴う費用及び報酬の清算について次のように定める。

(1)簡易確定手続における対象債権の届出をする前に授權契約の解除に至った場合は、受領した金員の全額を返金する。

(2)対象債権の届出をした後の解除の場合

① 当機構の責めに帰すべき事由がなく、授權契約が終了するときは、受領済みの手続参加のための費用を返金しない。委託者に手続参加のための費用の未払があるときは、当機構は、その未払金を請求することができる。

② 当機構の責めに帰すべき事由がなく、授權契約が終了するときは、委託者との協議の上、本件業務の処理の程度に応じて、受領済みの費用及び着手金の全部若しくは一部を返還し、又は未払の民事執行手続に係る費用、異議後の訴訟に関連する証拠保全の費用、異議後の訴訟に係る費用及び着手金の一部を請求することができる。返金のための費用は、当該委託者の負担とする。

(3)みなし報酬の請求

本件業務が相当程度進行し、当機構の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、委託者が本件業務を終了させ、当機構の委託者に対する報酬請求権を侵害したときは、当機構は、当該委託者に対し、報酬を請求することができる。

(消費税)

第10条 本規程における費用報酬の表示は、消費税別(本体価格)である。

(改廃)

第 11 条 本規程は理事会の議決により改廃する。

2 本規程を改廃した場合は、速やかに内閣総理大臣に届け出る。

(施行)

第 12 条 本規程は、特定適格消費者団体の認定を受けた日(平成28年12月27日)から施行する。

(付則)

1.2021 年度第6回理事会及び第 7 回理事会で一部改定を議決した本規程は、2021 年(令和 3 年)12 月 22 日より施行する。

2.2024 年度第7回理事会で一部改定を議決した本規程は、2025 年(令和 7 年)3 月 5 日より施行する。

5. 提出書類チェック用紙

～ もう一度ご確認ください ～

書類のご返送にあたって、次の必要事項等につき記入漏れがないか等をもう一度ご確認ください。本紙は、□にレ点を入れてチェック用にお使いください。

(なお、本紙は提出書類ではありませんので、返送していただく必要ありません。)

■提出書類1「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約書」【1通】(提出用)

- ①冒頭の「委託者」:□ (当該合唱コンサートに申込をされたご本人)
- ②「令和 年 月 日」の記入日付:□
- ③【甲】欄の記載事項(氏名(ふりがな)(自署)、住所、電話番号、メールアドレス、押印(認印可)):□
- ④分配金の振込先の口座情報(口座名義はカタカナ):□
- ⑤【第2連絡先】欄の記載事項:□

■提出書類2「授權証明書」【2通】

- ①「令和 年 月 日」の日付:□
- ②対象消費者氏名(自署)、住所、押印・捺印(認印可):□

■提出書類3「対象消費者であることを証する書面」の回答用紙

- ①「令和 年 月 日」の記入日付:□
- ②氏名(届出消費者)(自署)、押印(認印可)、住所、生年月日(西暦):□
- ③証拠資料がある場合は、その写しの貼付 :□

■提出書類4「本人確認書類の貼付用紙」

- 本人確認書類の写し貼付:□

■提出書類5「説明不要または説明を受けた旨の確認書」

- ①説明不要または説明を受けた旨:□
- ②「令和 年 月 日」の記入日付:□
- ③ご署名(自署):□

以 上